

第43回全国豊かな海づくり大会～おんせん県おおいた大会～ 協賛要領

第1 趣旨

この要領は、第43回全国豊かな海づくり大会～おんせん県おおいた大会～（以下「大会」という。）の基本理念に賛同する企業や団体、個人（以下「企業等」という。）が、大会及び関連行事（以下「大会行事」という。）に協賛する場合の取扱いについて、必要な事項を定める。

【基本理念】

大分県の豊かな海や川を次代へ引き継いでいくため、つくり育てる漁業に一層取り組むとともに、それらを育む自然環境を守っていくことの重要性を県内外へ広く訴えかける。また、四季折々の味力（みりょく）あふれる多様な水産物に加え、「おんせん県おおいた」の新たな魅力を全国へ広く発信する。

第2 協賛

1 協賛区分

この要領において協賛とは、企業等が第43回全国豊かな海づくり大会大分県実行委員会（以下「実行委員会」という。）に対して行う次の各号に掲げる行為をいう。

(1) 金銭協賛

大会の準備及び運営等に要する金銭（以下「協賛金」という。）の提供

(2) 物品協賛

大会の準備及び運営等に要する物品（以下「協賛品」という。）の提供

(3) 広報・PR協賛

大会行事の広報及びPR活動への協力

(4) その他協賛

前各号の他、実行委員会が特に認めるもの

2 協賛単位

協賛金の提供については、原則として、1口5万円以上とする。

3 協賛内容

前第1項第2号から4号に規定する協賛品、広報・PR協賛及びその他協賛（以下「協賛品等」という。）の内容については、協賛を申し込もうとする企業等（以下「申込者」という。）と実行委員会が協議し、決定する。

なお、協賛品には、協賛する企業等の名称を表示することができる。

第3 協賛の募集期間

協賛の募集期間は、令和5年7月3日から令和6年7月31日までとする。

第4 協賛の申込み等

1 申込み

申込者は、「協賛金申込書（様式第1号）」又は「協賛品等申込書（様式第2号）」（以下「申込書」という。）を実行委員会に提出するものとする。

2 申込書の受理

実行委員会は、前項の申込書の提出があった場合であって、第11第1項各号のいずれにも該当しないと認めるときは、速やかに申込書を受理するとともに、申込者に対し「協賛申込受理書（様式第3号）」により受理した旨を通知する。

第5 協賛金の納付等

1 納付方法

協賛金の申込者は、原則として、実行委員会が指定する金融機関の口座への振込により、令和6年7月31日までに納付するものとする。

2 領収書

協賛金の領収書は、金融機関が発行する振込金受領書等で代えるものとする。ただし、申込者が領収書の発行を希望する場合、実行委員会は協賛金受領後、速やかに「領収書（様式第4号）」を発行する。

3 協賛金受領台帳

口座振込により協賛金の受領を確認した場合は、速やかに「協賛金受領台帳（様式第6号）」に記載する。

第6 協賛品の納入等

1 協賛品の納入

協賛品の申込者は、実行委員会が指定する方法（期日を含む。）により、協賛品を納入するものとする。

2 協賛品の受理

複数の申込者から同一若しくは同類の協賛品の申込みがあり、かつ、必要数以上となった場合には、申込受諾の可否について、協賛金や協賛品等の申込状況等を勘案し、総合的に判断する。

3 企業等の名称の表示

第2第3項により協賛品に企業等の名称を表示する文字サイズ等は、実行委員会が指定するものとする。

4 受納書

実行委員会は、協賛品の申込者が受納書の発行を希望する場合は、協賛品受納後、速やかに「受納書（様式第5号）」を発行する。

5 協賛品受納台帳

協賛品を受納した場合は、速やかに「協賛品受納台帳（様式第7号）」に記載する。

第7 広報・PR協賛

広報・PR協賛の申込者は、原則として、協賛内容の詳細について、事前に実行委員会と協議のうえ、広報・PRの協力を行うものとする。

2 申込者は、前項の協賛を実施後、実行委員会に実績を報告するものとする。

第8 協賛の特典等

1 協賛の特典

協賛を行った企業等（以下「協賛者」という。）のうち、協賛金の提供を行った者への特典は、別表「協賛者特典一覧表」のとおりとする。

また、協賛品等の提供を行った者への特典は、実行委員会が協賛内容から換算した金額に応じ、協賛金に準じた特典とする。

2 複数回協賛

企業等が複数回に分けて協賛した場合は、その合計金額に応じた特典とする。

3 特典の追加

実行委員会は、「協賛者特典一覧表」に記載の特典のほか、必要に応じて協賛者の特典を追加することができる。

第9 協賛者は、提供された特典を第三者に移転又は譲渡してはいけない。

第10 協賛金の使途

協賛金は、その全てを次の各号に掲げる経費のいずれかに充てるものとする。

- (1) 大会行事を県民に周知するために要する経費
- (2) 大会行事の参加者への配布物等のおもてなしに要する経費
- (3) 自然環境の保全を目的とした清掃活動等に要する経費
- (4) 大会行事の会場設備等に要する経費
- (5) その他大会行事の開催準備に要する経費

第11 協賛の不受理等

1 協賛の不受理

実行委員会は、申込者が次の各号のいずれかに該当すると認められる場合は、協賛を受理しないものとし、申込者に対しその旨を通知する。

- (1) 大会の品位を傷つけ、又は正しい理解を妨げるおそれのある者
- (2) 法令または公序良俗に反する者、又は社会的に非難を受けるおそれのある者
- (3) 特定の政治、思想、宗教等の活動を目的とする者、又は大会を特定の政治、思想、宗教等の活動に利用するおそれのある者
- (4) 暴力団による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団の構成員であると認められる者又は密接な関係を有する者
- (5) その他実行委員会が不相当と認める者

2 協賛の取消

実行委員会は、協賛者が前項各号のいずれかに該当するに至った場合又は該当することが判明した場合は、協賛を取り消すものとし、当該協賛者に対し、その旨を通知するとともに、原則として、受領済みの協賛金若しくは協賛品を返戻する。

第12 その他

この要領に定めるもののほか、協賛の取扱いに必要な事項は、実行委員会事務局長が別に定める。

附則

この要領は、令和5年7月3日から施行する。

(別表)

協賛者特典一覧表

特典の内容		協賛金額				
		100万円以上	50万円以上 100万円未満	30万円以上 50万円未満	10万円以上 30万円未満	5万円以上 10万円未満
1	式典への参加者枠確保	○	-	-	-	-
2	感謝状の贈呈	○	-	-	-	-
3	おもてなし広場での企業ブース出店枠確保	○	○	-	-	-
4	大会公式SNS（インスタグラム）への掲載	取材記事	取材記事	-	-	-
5	式典プログラム・協賛者ボード・記録誌等への掲載	ロゴ大	ロゴ中	ロゴ小	名称	-
6	大会公式HPへの掲載	ロゴ大・企業HPリンク	ロゴ中・企業HPリンク	ロゴ小・企業HPリンク	名称	名称
7	大会ロゴマークの利用	○	○	○	○	○
8	大会記念誌の贈呈	○	○	○	○	○
9	大会記念品の贈呈 ※金額に応じて内容が変わります	○	○	○	○	○

【留意事項】

- (1) 特典4～9の実施時期等については、以下のとおりとする。
 - 【特典4】大会公式SNS（インスタグラム）への掲載：協賛金または協賛品等の提供以降（実行委員会による協賛を行った企業等への取材以降）～令和7年3月
 - 【特典5】式典プログラム・協賛者ボードへの掲載：式典開催日
 - 【特典5及び8】大会記録誌への掲載及び贈呈：令和7年3月頃発行予定
 - 【特典6】大会公式HPへの掲載：協賛金または協賛品等の提供以降～令和7年3月
 - 【特典7】大会ロゴマークの利用：協賛金または協賛品等の提供以降～令和6年12月
※利用の詳細については別途実行委員会事務局と調整すること
 - 【特典9】大会記念品の贈呈：別途実行委員会事務局から協賛者にお知らせする予定
- (2) 特典5及び6は、掲載協賛金額の区分ごとに文字やロゴの大きさを変更する。
また、掲載順位は、協賛金額の高い順とし、同額の場合には、申込順とする。
金額と申込順が同じ場合には、50音順とする。
- (3) 協賛者特典を希望しない場合には、その旨を実行委員会事務局へ申し出ることとする。